

総 税 企 第 99 号  
平成 30 年 7 月 19 日

各 道 府 県 総 務 部 長 }  
東京 都 総 務 ・ 主 税 局 長 } 殿

総務省自治税務局企画課長

平成 30 年 7 月豪雨による被災者に対する申告等の期限の延長について

平成 30 年 7 月豪雨による被災者に対しては、「平成 30 年 7 月豪雨による被災者に対する減免措置等について」（平成 30 年 7 月 17 日総税企第 98 号）において、地方税に係る申告等の期限の延長等について適切に運営されるようご配慮をお願いしているところです。

また、同通知において、国税における措置について速やかにお知らせする旨ご連絡していたところですが、本日付けで国税庁長官により、別紙のとおり、国税通則法施行令（昭和 37 年政令第 135 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき対象地域が指定されましたので、お知らせいたします。

この指定が行われたことも踏まえ、引き続き、申告等の期限の延長等について適切に運営されるようお願いいたします。

また、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨をご連絡願います。

本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。



愛媛県	山口県
宇大市 予和島市	岩国市 周東町